

アレルギー物質に関する食品表示の現状

菊池李奈

現在の食品表示制度には、「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の主に3つが存在する。この3法は、義務表示項目の重複や、項目の定義が異なっているため、複雑で製造者、消費者には分かりにくいものとなっている。しかし、3法を一元化して新制度を作ることを食品表示一元化検討会が決定した。主に①栄養成分の表示義務 ②文字サイズの拡大 ③アレルギー物質表示を充実させるという3点の見直しをし、2013年1月の通常国会に新法案を提出する方針である。新法案は、アレルギー物質表示や消費期限など、安全性確保に関する項目を優先し、消費者に重要な情報を厳選し、検討を行っていく。本研究では、食品表示の中でも、消費者にとって分かりにくいと考えられている、かつ安全性に関わる表示であるアレルギー物質表示に着目し、現状を明らかにすることを目的とした。

調査に用いたのは、消費者庁が定めている加工食品品質表示基準に基づいた加工食品25種類151品目である。調査対象部分は、加工食品の食品表示中の、アレルギー物質表示に関する部分である。具体的には、①原材料名 ②注意喚起の文章 ③注意喚起の表 ④製造ラインについての文章の4つである。調査項目は、文字（文字サイズ、文字色、文字スタイル、フォント）、背景色、記載位置、商品面積、③の表パターン、表記しているアレルギー物質の範囲である。これらの調査項目を調査するために、つくば市内の食品スーパーマーケットの中で最も売場面積の広い「カスミフードスクエアつくばスタイル店」を調査地とし調査を行った。

結果、以下のことが分かった。①文字サイズと商品面積は比例して大きくなっている傾向があった、②調査対象部分も記載位置は「裏面」の「左下」に集中した、③加工食品の大部分のフォントが明朝体ではなく、ゴシック体であった、④背景色と文字色の組み合わせは大部分が白-黒であった。しかし、①では、例外として商品面積の大きいものに対して、文字サイズの小さい加工食品も見受けられた。また、④では例外として白-黒の組み合わせ以外に黄-黒や橙-黒という明度差の小さい組み合わせの加工食品も見受けられた。このことから、任意のアレルギー物質表示を普及させていくこと、改善の余地があること等、さらに見やすいアレルギー物質表示に繋がる可能性がまだまだあると考えられる。

(指導教員 三波千穂美)